

項目名	点数	項目名	点数
<b>6 微生物学的検査</b>		<b>7 病理学的検査</b>	
<b>A 排泄物、浸出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査</b>		<b>A 病理組織顕微鏡検査</b> (1臓器につき)	
1 蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの	50	注1 検査に当たって、3臓器以上の検査を行った場合は、3臓器を限度として算定する。	860
注 集菌塗抹法加算	32	2 リンパ節については、所属リンパ節ごとに1臓器として数える。	
2 保温装置使用アマーバ検査	45	3 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製を行った場合には、1臓器につき所定点数400点を加算する。	
3 その他のもの	61	確定診断のために4種類以上の抗体を用いた免疫染色が必要な患者に対して、標本作製を実施した場合には、所定点数1,600点を加算する。	
<b>B 細菌培養同定検査</b>		<b>B 細胞診検査</b> (1部位につき)	
1 口腔、気道又は呼吸器からの検体	160	婦人科材料	150
2 消化管からの検体	160	その他の材料	190
3 血液又は穿刺液	190		
4 泌尿器又は生殖器からの検体	150		
その他の部位からの検体	140		
簡易培養検査	60		
嫌気培養検査	120		
<b>C 細菌薬剤感受性検査</b>		<b>◎病理学的検査判断料</b>	
1菌種	170	注1 病理学的検査の種類及び回数にかかわらず月1回に限り算定する。	150
2菌種	220	2 病理診断料を算定した場合には、算定しない。	
3菌種以上	280		
<b>D 抗酸菌分離培養検査</b>			
抗酸菌分離培養検査2	210		
<b>E 抗酸菌同定検査</b>			
抗酸菌群核酸同定検査	410		
<b>F 抗酸菌薬剤感受性検査</b>			
抗酸菌薬剤感受性検査(4薬剤以上)	380		
<b>G 微生物核酸同定・定量検査</b>			
淋菌核酸同定検査	204		
クラミジアトラコマチス核酸同定検査	204		
HBV核酸定量検査	287		
淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定検査	291		
HCV核酸同定検査	360		
HCV核酸定量検査	450		
HPV核酸同定検査	360		
結核菌群核酸同定検査	410		
マイコバクテリウムアビウム・イントラセラー核酸同定検査	421		
ブドウ球菌メチリン耐性遺伝子同定検査	450		
HIV-1核酸定量検査	520		
<b>H その他の微生物学的検査</b>			
尿素呼気試験	70		
大腸菌ペロトキシン検査	194		

## 【留意事項】

検査点数の前の○印は包括点数項目を、検査項目の前の▲印は判断料が算定できない項目を示す。

## 【検体検査判断料】

1 尿・糞便等検査判断料	34点	5 免疫学的検査判断料	144点
2 血液学的検査判断料	125点	6 微生物学的検査判断料	150点
3 生化学的検査(I)判断料	144点	7 病理学的検査判断料	150点
4 生化学的検査(II)判断料	144点		

## 【包括点数について】

## ◇生化学的検査(I)

患者から1回に採取した血液を用いて、血液化学検査の点数に○印の検査を5項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

※入院中の患者について算定した場合は、初回に限り20点を加算する。

(1) 5項目以上7項目以下	93点
(2) 8項目又は9項目	99点
(3) 10項目以上	117点

## ◇生化学的検査(II)

## ☆内分泌検査

患者から1回に採取した血液を用いて、内分泌学的検査の点数に○印の検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

(1) 3項目以上5項目以下	410点
(2) 6項目又は7項目	623点
(3) 8項目以上	900点

## ☆腫瘍マーカー

患者から1回に採取した血液を用いて、腫瘍マーカーの点数に○印の検査を2項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

(1) 2項目	230点
(2) 3項目	290点
(3) 4項目以上	420点

## ◇血液学的検査

## ☆出血・凝固時間

患者から1回に採取した血液を用いて、出血・凝固検査の点数に○印の検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

(1) 3項目又は4項目	530点
(2) 5項目以上	722点

## ◇免疫学的検査

## ☆肝炎ウイルス関連検査

患者から1回に採取した血液を用いて、肝炎ウイルス関連検査の点数に○印の検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

(1) 3項目	290点
(2) 4項目	360点
(3) 5項目以上	469点

## ☆自己抗体検査

同一測定項目の一般検査と精密検査を併せて行った場合は、いずれか一方のみ算定し、包括の規定に係る項目数は1つとする。

(1) 2項目	320点
(2) 3項目以上	490点